

公 表 第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和6年12月3日

久留米市監査委員	山	口	文	刀
久留米市監査委員	樋	口	明	男
久留米市監査委員	佐	藤	晶	二
久留米市監査委員	石	井	俊	一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 令和 3 年度

部局名： 市民文化部

指摘事項等			措置状況等
意見	事務監査	公共施設の維持管理については、平成 2 8 年の久留米シティプラザの開館を機に市議会から提言が行われた。貸室用の施設では、久留米市民会館の廃止に加え、文化センター共同ホールを廃止すること、久留米市勤労青少年ホーム、サンライフ久留米など市中心部の施設についても、施設機能の集約化を進めることとされた。田主丸、北野、城島及び三潞地域の生涯学習センターや久留米市田主丸勤労青少年ホーム、久留米市城島ふれあいセンターなど同様の機能を有する施設についても、施設の集約化を進めるよう求めている。集約化にあたっては、校区コミュニティセンターや民間施設などの利活用を図ることなど具体的な取組みの方向性が示された。 大久保前市長は、平成 3 0 年に文化センター共同ホールとサンライフ久留米を廃止する方針を表明した。サンライフ久留米は令和元年度末をもって閉館したが、共同ホールの閉館は凍結のままである。生涯学習センターについては、本格的に議論された形跡が見られない。提言から 6 年が経過する。 人口減少が進み収入減が懸念される中、施設の老朽化は確実に進む。今後、施設の改修や建替え等に要する費用の増大は財政運営面で大きな課題である。老朽化による重大事故も危惧される。 将来負担の推計、施設を評価する基準や廃止・集約後の建物や跡地の活用方法など課題は多い。公共施設の廃止や集約は市民生活に大きな影響を与える。文化振興の考え方や最適な文化施設の配置の合意形成に向けて、全庁的な議論と議会や市民との意見調整を急ぐべきである。合意形成のプロセスが重要であり、丁寧な議論には時間も要する。コロナ禍が収束してからの着手では遅い。	今後見込まれる多額の改修費用や、市内施設の配置状況を鑑み、令和6年3月末をもって共同ホールを閉館しました。